

令和3年11月 1日

各町立学校長 様

斜里町教育委員会
教育長 岡田 秀明

学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

日ごろより、各学校においては、児童生徒、教職員、保護者等が一丸となって感染症対策と学びの保障の両立に多大な御尽力をいただいております、心から感謝申し上げます。

今なお、新型コロナウイルス感染症への警戒が必要な中、学校における感染拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続し、子ども一人一人の学びを保障していくことが重要です。

この度、道が、全道域で11月1日から「冬の感染拡大防止に向けて」として取組を行うこととしたことに伴い、別紙を改訂しましたので、ご参照ください。

また、斜里町立学校につきましても、道教委からの令和3年10月29日付け、教健体第794号通知に基づく対応としますので、本通知内容を確認するとともに、下記の点に特に留意し、各学校において適切な対応をお願いします。

つきましては、警戒ステージを全道域で「ステージ1」に移行することに伴い、全ての町立学校において、「新しい生活様式」を踏まえた行動基準を「レベル1」に移行しますので、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」に基づくレベル1に応じた感染症対策を改めて確認の上、徹底した取組をお願いします。

記

1 斜里町立学校における留意事項【期間：11月1日(月)～当面の間】

(1) 登下校・日課・授業

- ① 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底し、集団で行う活動など感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で、実施を検討すること（「衛生管理マニュアル」55～56ページ参照）。
- ② 1人でも陽性者が判明した場合は、保健所の疫学調査が終了するまで、学級、学年、学校の臨時休業を幅広く実施し、その間はオンライン学習を実施すること。

(2) 学校行事

- ① 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底すること。
- ② 感染リスクが高い活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施を検討すること（「衛生管理マニュアル」55～56ページ参照）。

(3) 部活動

- ① 衛生管理マニュアルに基づき、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を実施すること。（「衛生管理マニュアル」57～58ページ参照）。
- ② 健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染症対策の全校指導体制を確立すること。
- ③ 上記のほか、特別の事情がある場合は、町教委に相談すること。

(4) 大会等への参加（全道大会及び全国大会等への参加をいう。）

① 大会等参加への基本的な考え方

- ・大会等主催者が、道教委からの要請（令和3年(2021年)10月11日付け教健体第711号）及び各競技団体等が作成している感染症対策ガイドラインに基づき運営している大会等は参加が可能であること。
- ・大会参加前、大会期間中、大会終了後の対応については、道教委が作成した別紙「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動等について（11.1改訂版）」を参照のこと

2 臨時休業等の取扱い

衛生管理マニュアルに基づくとともに、児童生徒等がPCR検査等を受検することとなった場合は、直ちに保護者等から連絡を受ける体制を整え、児童生徒と同居家族の感染状況を速やかに把握し、休業等の措置の準備をすること。受検者が陽性となった場合は、保健所の疫学調査の結果が出るまでの間、学級、学年及び全校での迅速かつ、幅広い休業等の措置を講じること。その後の保健所の疫学調査を踏まえ、休業等の期間や休業する学級等の範囲を適切に判断すること。なお、休業等の期間の長短にかかわらず、オンライン学習等により学びを保障するとともに、保護者が家庭で児童生徒の監護ができない場合や児童生徒の留守番が困難な場合等は、可能な範囲で学校等に居場所を確保するよう努めること。また、児童生徒や同居家族の感染状況の把握に当たっては、十分家庭等と連携を図ること。

なお、このことについては、「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業等の取扱いについて」（令和3年(2021年)9月6日付け教健体第585号通知）を踏まえ、適切に対応すること。

3 その他

- (1) 発熱の有無にかかわらず風邪症状等がみられる場合は、症状がなくなるまで登校させないよう、改めて児童生徒及び保護者に周知徹底を図ること。また、必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をすること。
- (2) これまで児童生徒又は同居の家族に症状等があつて、単なる風邪と判断して登校し、校内で感染が広がった事例があつたことから、同居の家族に風邪症状等がある場合は、登校を慎重に判断するよう促し、これまで同様、保護者から感染が不安などで休ませたいと相談があつた児童生徒について、合理的な理由があると校長が判断した場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないことも可能であること。なお、別添リーフレットを保護者に配布し、周知すること（「衛生管理マニュアル」50～51ページ参照）。
- (3) 「学校における寒冷な時季の換気について」（令和3年(2021年)10月18日付け教健体第737号通知）を活用するなどして適切に換気すること。
- (4) 新型コロナウイルスの感染者が出た学校や地域では、感染者やその家族への偏見・差別や、SNSによる誹謗中傷等が起こらないよう、日頃から児童生徒への指導の徹底を図ること。

学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動等について
(2021. 11. 01改訂)

令和3年10月29日
北海道教育庁

1 学校運営に係る重点配慮

(1) 学校保健委員会の開催

校長は、学校保健委員会を開催し、学校医や学校薬剤師等と連携強化を図り、改めて「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（以下「衛生管理マニュアル」という。）に基づき取組を徹底すること。その際、特に次の事項を徹底すること。

ア 効果的な体温・体調管理ツールを活用した健康観察及び手洗い・マスクの着用など、基本的な感染症対策を徹底すること。

イ 発熱の有無にかかわらず、当該児童生徒に風邪症状がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養すること。また、必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をすること。なお、自宅で休養する場合、欠席扱いとならないことやオンライン等による学びの保障の取組について、当該児童生徒及び保護者に丁寧に説明すること。

ウ 換気の徹底や身体的距離の確保など、集団感染のリスクへの対応を徹底すること。

エ 各教科等、給食等の食事をとる場面、休み時間、登下校等における具体的な感染症対策を徹底すること。

オ 児童生徒が感染症等について正しく理解し、学校内外を問わず、適切な行動をとることができるよう指導を行うこと。

(ア) 感染症を予防するには、身体全体の抵抗力を高めるため、適度な運動、バランスの取れた食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。

(イ) マスクについては、その着用方法によって飛沫の補集効果に違いが生じることから、正しい方法で着用することが重要であること。また、一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることを踏まえ、マスクの素材によって効果が異なることに留意するとともに、布マスクは1日1回洗濯をすることを保護者に適宜情報提供すること。

(ウ) 食事の前後の手洗いを徹底するとともに、食事の際は飛沫を飛ばさないよう大声での会話を控える、食事後の歓談時にはマスクを着用するなどの対応が必要であること。

(エ) 感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないこと。また、ワクチン接種については、身体的な理由や様々な理由によって接種することができない人や接種を望まない人もいることに十分留意すること。

【参考】

- ・ 動画「正しく知ろう新型コロナワクチン」

<https://youtu.be/P6216EoaH5s>



- ・ マスク着用に関する啓発ビデオ（つけ方）

https://www.youtube.com/watch?v=26MDHomQU#Y&feature=emb_logo



- ・動画「北海道の冬季の寒さに配慮した学校の換気方法」

<https://www.youtube.com/watch?v=dbjLWFb1C7w>



- ・学校の教室における窓開け換気効率の評価

<https://www.r-ccs.riken.jp/jp/fugaku/corona/projects/tsubokura.html>



- ・新型コロナウイルス感染症対策としての学校給食等の対応について

<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ktk/corona020526kyusyokutaiou2.pdf>



- ・新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html#project



(2) 部活動の指導体制の強化

校長は、部活動顧問会議等（「北海道の部活動の在り方に関する方針」4ページ参照）を開催し、次の対策を徹底すること。

ア 健康観察を徹底するとともに、発熱の有無にかかわらず風邪症状等がある場合は、部活動を休み、自宅等で休養すること。

イ 部活動前後には、常時マスクを正しく着用し、手指消毒又は手洗いを徹底すること。

ウ 部活動前後の会食等は控え、活動終了後速やかに帰宅するよう指導すること。

エ 部活動中においては、活動に支障がない限りマスクを着用すること。

オ 更衣室はできる限り換気に努め、マスクを着用し、会話を控えること。

カ 水分補給用のボトルやタオルなどを共有しないこと。

キ 卒業生等が部活動を訪問した際には、検温等により健康状態等を確認するとともに、卒業生等に対してマスクの着用等を依頼すること。

(3) ICTを活用した学びの保障

臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、平常時におけるICT活用ルール等にとらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながらも、クラウドサービス等を活用した双方向のコミュニケーションにより、健康観察をはじめ、学習課題や授業動画等の配信、オンライン学習を実施すること。特に、小・中学校及び特別支援学校小中学部においては、児童生徒に1人1台端末が整備されたことを踏まえ、端末の持ち帰りを積極的に行うなど、配付された端末を最大限活用すること。

教育局は各学校におけるオンライン学習実施の準備状況を把握し、必要な助言等を行うこと。

2 学校における留意事項

【期間：11月1日(月)～当面の間】

(1) 登下校・日課・授業

ア 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底し、集団で行う活動など感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で、実施を検討すること（「衛生管理マニュアル」55～56ページ参照）。

イ 1人でも陽性者が判明した場合は、保健所の疫学調査が終了するまで、学級、学年、学校の臨時休業を幅広く実施し、その間はオンライン学習を実施すること。

(2) 寄宿舎

「新型コロナウイルス感染症の対策に係る寄宿舎の対応について」（令和2年(2020年)2月26日付け事務連絡）等を踏まえて、共有スペースや空き舎室の活用、食堂等の利用人数の制限、食事の時間をずらすなどして、3つの密が重なりやすくなる場面の

リスクを避ける取組を徹底すること。また、寄宿舎利用中に発熱等の症状が出た場合の対応について改めて確認すること。

(3) 換気の徹底

寒冷な時季においても、サーキュレーターやCO₂モニター等の活用をはじめ、学校薬剤師等と連携して適切に換気を実施すること。

(4) 健康・行動チェック

日常生活をはじめ、修学旅行、部活動の大会等の事前・事後などの各場面において、児童生徒一人一人がICTを活用した入力フォーム「『さあチェック（SA-Check（セーフティ&アクションチェック））』の活用について」（令和3年(2021年)10月13日付け教健体第718号通知）等による健康・行動チェックを確実にし、教職員間で情報共有すること。

(5) 学校行事

ア 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底すること。

イ 感染リスクが高い活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施を検討すること（「衛生管理マニュアル」55～56ページ参照）。

(6) 修学旅行、宿泊研修、部活動の合宿等泊を伴う活動

ア 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底すること。

イ 旅行先の受入れの可否を確認した上で、「令和3年度における修学旅行等について」（令和3年(2021年)4月19日付け教高第159号通知）、「修学旅行中における児童生徒の健康観察等について」（令和3年(2021年)4月28日付け教義第132号通知）及び「修学旅行等の実施について」（令和3年(2021年)10月11日付け教義第683号通知）を踏まえて実施すること。

ウ 修学旅行等における旅行中の食事は会食に当たらないが、黙食に努めるなど給食等の食事を取る場合での感染症対策と同様の対策を行うこと（「衛生管理マニュアル」59ページ参照）。

(7) 部活動

ア 衛生管理マニュアルに基づき、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を実施すること。（「衛生管理マニュアル」57～58ページ参照）。

イ 健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染症対策の全校指導体制を確立すること。

ウ 上記のほか、特別の事情がある場合は、所管の教育局又は市町村教育委員会に相談すること。

3 部活動における大会等への参加（全道大会及び全国大会等への参加をいう。）

(1) 大会等参加への基本的な考え方

大会等主催者が、道教委からの要請（令和3年(2021年)10月11日付け教健体第711号）及び各競技団体等が作成している感染症対策ガイドラインに基づき運営している大会等は参加が可能であること。

(2) 大会等参加前

ア 大会等については、校長は大会等に参加する日から起算して5～7日前に学校保健委員会を開催し、大会等参加に当たっての感染症対策を協議するとともに、生徒が毎日報告している直近2週間分の健康観察（体温・体調、行動等入力フォーム等）の内容を確認し、必要に応じて学校医にも相談した上で、健康面で不安のある生徒及びその家族に対し、医療機関の受診（→PCR検査等）を促すなどの対策を行うこと（引率者についても、同様の対応を行うこと）。また、新型コロナウイルス感染症が学校の所在する地域でまん延する状況にある場合や、学校保健委員会開催日から起算して2週間以内に校内で生徒や教職員等の感染事例がある場合は、特に感染症対策の徹底を図ること。

なお、道立学校においては、当該健康観察（体温・体調、行動等入力フォーム等）

を大会等参加の2日前に所管の教育局へ提出し、情報を共有すること。市町村立学校においては、当該市町村教育委員会に提出するなど情報共有を図る体制づくりに努めること。

- イ 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止中の生徒及び同感染症により職務専念義務を免除されている教職員は参加させないこと。
- ウ 参加者は、主催者が作成した健康観察カード等に、体温、体調等を正確に記録するとともに、毎日、部活動の顧問等が確認すること。
- エ 参加者は、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、自宅で休養するとともに、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。
- オ 全道大会など、他の管内に移動する場合は、極力人流を減らす観点から、参加者を厳選すること。
- カ 大会等参加に当たっては、保護者に主催者や部活動の感染症対策を確認した上で、承諾を得るとともに、家庭での感染症対策の徹底を依頼すること。
- キ 開催地に移動する場合は、常にマスクを着用し、会話を控えることはもとより、バス等の車両で移動する際は、車両の換気に加え、定期的に休憩を取り、車外に出るなどの対策を行うこと。
- ク 大会2週間前から、社会人や卒業生との合同練習等、外部との接触の機会については、地域のまん延状況を考慮して判断すること。

(3) 大会等期間中

- ア 毎日、引率者等が参加者の体温、体調等を確認するとともに、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。
- イ 大会等の期間は、主催者の新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項や指示を遵守すること。
- ウ 支障のない限りマスクを着用すること。
- エ 食事の際は、黙食を徹底し、会話をするときには必ずマスクを着用すること。
- オ 更衣室では、会話を控え、人数や時間を制限するなど密を回避すること。
- カ 会場に入る前は、主催者による検温、手指消毒等を徹底すること。
- キ 宿泊する場合は、できる限り部屋の人数を削減し、マスクの着用など感染症対策の徹底を図ること。また、宿泊施設によるガイドライン等に従うとともに、会場への移動以外、外出は控えること。
- ク 試合の場面以外では、マスクを着用し、他校の生徒との接触を控えること。
- ケ 競技中のベンチ等では、大声での指示出しや応援をせず、座って静かにすること。
- コ 保護者等の試合観戦については、主催者の指示等を遵守するよう予め伝えておくこと。

(4) 大会等終了後

- ア 開催地の感染状況を踏まえ、生徒は3日間程度休養したり、民間検査機関等のPCR検査等を活用したりするなど、感染拡大防止に努めること。
引率者等の教職員は、帰着後3日間程度、可能な限り生徒や他の教職員等との接触を減らすなど、感染症対策に万全を期すこと。なお、道立学校においては、この間において、校長が校務の運営に支障がないと認める場合には、「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における道立学校職員の在宅勤務実施要領」第2条第6号に定める「教育長が特に必要と認める職員」として在宅勤務の対象とするものとし、その承認に当たっては、教職員課への協議を不要とすること。また、市町村立学校においては、道立学校の例を参考に適切に対応すること。
校長は、大会等終了直後から2週間分の生徒の健康観察の内容を毎日確認し、必要に応じて学校保健委員会を開催し、学校医にも相談した上で、健康面で不安のある生徒及びその家族に対し、医療機関の受診(→PCR検査等)を促すなどの対策を行うこと(引率者についても、同様の対応を行うこと。)

イ 参加者は、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、自宅で休養するとともに、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。

4 臨時休業等の取扱い

衛生管理マニュアルに基づくとともに、児童生徒等がPCR検査等を受検することとなった場合は、直ちに保護者等から連絡を受ける体制を整え、児童生徒と同居家族の感染状況を速やかに把握し、休業等の措置の準備をすること。受検者が陽性となった場合は、保健所の疫学調査の結果が出るまでの間、学級、学年及び全校での迅速かつ、幅広い休業等の措置を講じること。その後の保健所の疫学調査を踏まえ、休業等の期間や休業する学級等の範囲を適切に判断すること。なお、休業等の期間の長短にかかわらず、オンライン学習等により学びを保障するとともに、保護者が家庭で児童生徒の監護ができない場合や児童生徒の留守番が困難な場合等は、可能な範囲で学校等に居場所を確保するよう努めること。

また、児童生徒や同居家族の感染状況の把握に当たっては、十分家庭等と連携を図ること。

なお、このことについては、「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業等の取扱いについて」（令和3年(2021年)9月6日付け教健体第585号通知）を踏まえ、適切に対応すること。

出席停止の取扱いについて



北海道が、全道域で警戒ステージを「1」に移行したことを踏まえ、国が作成している衛生管理マニュアルに基づき、11月1日から出席停止の取扱いが次のとおりになります。

◎ 「同居する家族に風邪症状等がある場合」は感染症による出席停止になりません。なお、「お子様に風邪症状等がある場合」は、引き続き、出席停止になります。

※ 同居の家族に風邪症状等がある場合等で、感染が不安で休ませたい場合は学校に相談してください。合理的な理由があると校長が判断した場合には、欠席とはなりません。

そうは言っても…。感染者が増えて、家族の誰かに症状があったら、学校に行かせるのが心配…



感染に不安があるときは、学校に相談してください。地域の感染状況等により、出欠の取扱いについて判断します。



児童生徒等がやむを得ず学校に登校できない場合は、ICTを活用するなどして、子どもたちの「安全・安心」と「学び」を守っていきましょう！



こんな時は、学校に連絡（情報提供）をお願いします

	お子様・ご家族の状況	学校の対応
①	お子様の感染が判明した	治癒するまでの間「出席停止」
②	お子様が濃厚接触者に特定された	保健所が指定する健康観察期間（14日間）の「出席停止」
③	お子様がPCR検査または抗原検査を受けることとなった（濃厚接触者を除く）	検査結果（陰性）が判明するまでの間「出席停止」 ※民間検査や保険適用外の検査を除く。
④	お子様に風邪症状等がある	症状が消失するまでの間「出席停止」 ※病院を受診して、新型コロナウイルス感染症ではない診断を受けた場合は、出欠の取扱いについて判断しますので、学校に相談してください。
⑤	「同居する家族に風邪症状等がある」または「同居する家族がPCR検査を受けることになった」などで、感染が不安である	地域の感染状況等により出欠の取扱いについて判断しますので、学校に相談してください。



新型コロナワクチンの動画を配信しています



北海道、北海道教育委員会、北海道医師会では、新型コロナワクチンの効果や副反応について正しく理解した上で接種について判断することや、ワクチン接種の有無によって差別やいじめなどが起きないようにすることなどについて、児童生徒の皆さんや保護者の皆様向けの動画を作成しました。接種について考える際の参考にしてください。



各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸

学校における新型コロナウイルス感染症対策について(通知)

各学校においては、児童生徒、教職員、保護者等が一丸となって感染症対策と学びの保障の両立に多大な御尽力をいただいております、心から感謝申し上げます。

今なお、新型コロナウイルス感染症への警戒が必要な中、学校における感染拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続し、子ども一人一人の学びを保障していくことが重要です。

この度、道が、全道域で11月1日から「冬の感染拡大防止に向けて」として取組を行うこととしたことに伴い、別紙を改訂しましたので通知します。

については、各道立学校及び市町村教育委員会においては、地域の感染状況等を的確に把握しながら、感染症対策の実効性の確保を図るほか、「児童生徒・保護者向け動画『正しく知ろう新型コロナワクチンのこと』について」(令和3年(2021年)10月25日付け教健体第769号通知)を活用するなどして、新型コロナワクチンの正しい理解を促すとともに、各教育局においては、全道の感染状況や他校での感染予防の好事例等の提供により、各学校及び市町村教育委員会の取組を積極的に支援願います。

また、道は警戒ステージについて全道域で「ステージ1」に移行することから、全ての道立学校においては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」に基づくレベル1に応じた感染症対策を改めて確認の上、徹底して取り組むとともに、次の点に特に留意し、適切な対応をお願いします。

なお、今後の感染状況に応じた対策について、別紙が変更になった場合は、改めて通知します。

記

- 1 発熱の有無にかかわらず風邪症状等がみられる場合は、症状がなくなるまで登校させないよう、改めて児童生徒及び保護者に周知徹底を図ること。また、必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をすること。
- 2 これまで児童生徒又は同居の家族に症状等があった、単なる風邪と判断して登校し、校内で感染が広がった事例があったことから、同居の家族に風邪症状等がある場合は、登校を慎重に判断するよう促し、これまで同様、保護者から感染が不安などで休ませたいと相談があった児童生徒について、合理的な理由があると校長が判断した場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないことも可能であること。なお、別添リーフレットを保護者に配布し、周知すること(「衛生管理マニュアル」50～51ページ参照)。
- 3 「学校における寒冷な時季の換気について」(令和3年(2021年)10月18日付け教健体第737号通知)を活用するなどして適切に換気すること。
- 4 新型コロナウイルスの感染者が出た学校や地域では、感染者やその家族への偏見・差別や、SNSによる誹謗中傷等が起こらないよう、日頃から児童生徒への指導の徹底を図ること。
- 5 高等学校等においては、全ての生徒が主体的に感染予防しながら、安全・安心な活動を行う大切さを共有できるよう、「さあチェック(SA-Check(セーフティ&アクションチェック))の活用について」(令和3年(2021年)10月13日付け教健体第718号通知)を活用すること。

健康・体育課
高校教育課
義務教育課
特別支援教育課